

令和元年9月11日

入札参加事業者各位

山辺・県北西部広域環境衛生組合

平素お世話になっております。本組合が実施する新ごみ処理施設整備・運営事業は、山辺県北西部に立地する10市町村が共同で実施する重要プロジェクトであり、入札プロセスをはじめ公平公正と透明性の確保を必須の条件として進めておりますところ、以下の点に特にご留意頂きますようお願い致します。

記

1. 本事業の入札に係る一切は、専門家等によって構成される委員会の助言と協力を得て、本組合が責任をもって行っています。環境を保全しつつ、ごみを効率的効果的に処分する観点のみによって、施設の仕様や事業者選定方法を決定しており、その他の要素が介在する余地はありません。したがって、本組合が公表している意思形成過程や諸条件の他、本組合を構成する市町村の行政、議会、地元関係者等が直接または間接的にも関与することはありません。何人であっても、仮に自身の関与や影響力を示唆する者があった場合、それらは全て虚偽であり、事実に基づきません。
2. 本事業は、構成10市町村の拠出金と国県補助金によって実施され、関係法令の遵守はもとより、公金の支出にあたり、社会通念上も公平公正と透明性が確保されていることが絶対の条件となります。そのため、入札に係るプロセスに限らず、仮に落札した場合の、実施における設計、施工、運用の全てにおいて、聊かも疑義を生じることがあってはなりません。行政、議会、その他地元関係者等に対し、いかなる形であっても、不正な便宜供与と取られ得る言動は、厳に慎んで下さい。

3. 受注した場合の請負契約等は、本来純然たる企業活動の範疇です。本組合では、公共事業による地元活性化の観点から、あくまで一般論として地元事業者の活用につき公募書類でも言及していますが、特定の事業者を念頭に入れたものではありません。本組合の意思決定と関わりのない第三者を通じて、事業者を斡旋する等のこともありません。仮に貴社が受注に至った場合に、本組合への影響力等を示唆しての事業者斡旋が万一にもあったならば、本組合とは全く関わりのない虚偽の申し出としてご理解下さい。請負関係を利用し、不当な便宜供与を行っているとは誤解を受けかねない言動は決して行わず、毅然と対応して下さい。

4. 将来、仮に、入札談合等関連行為の排除及び防止に関する法律等に照らし、貴社の責めに帰す事由により、違法性が問われることがあった場合、本組合としてはどの段階であっても契約を取り消し、事業の遅滞に係る損害賠償の請求を含めたあらゆる法的措置を検討致しますので、予めご理解願います。

以上